

随意契約等見直し計画

平成 22 年 5 月
独立行政法人国立印刷局

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成20年度において締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、偽造防止等の観点から随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(82.5%) 961	(79.6%) 23,343,739	(86.4%) 1,006	(85.0%) 24,940,793
競争入札	(79.4%) 925	(77.5%) 22,741,195	(85.0%) 990	(83.9%) 24,626,230
企画競争、公募等	(3.1%) 36	(2.1%) 602,544	(1.4%) 16	(1.1%) 314,563
競争性のない随意契約	(17.5%) 204	(20.4%) 5,993,409	(13.6%) 159	(15.0%) 4,396,356
合 計	(100.0%) 1,165	(100.0%) 29,337,149	(100.0%) 1,165	(100.0%) 29,337,149

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	961	23,343,739
うち一者応札・一者応募	(37.8%) 363	(43.4%) 10,127,077

(注) 上段 () は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(87.9%) 319	(79.9%) 8,095,313
仕様書の変更	21	460,653
参加条件の変更	28	3,652,807
公告期間の見直し	297	4,020,343
その他	52	2,462,729
契約方式の見直し	(0.8%) 3	(5.2%) 525,239
その他の見直し	(0.8%) 3	(0.2%) 22,137
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(10.5%) 38	(14.7%) 1,484,388

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約の見直し

① 随意契約理由等の厳格な審査

随意契約にしようとする案件について、随意契約理由及び仕様内容を厳格に審査することにより、競争性のある契約に移行できないか検討する。

② 総合評価落札方式等の拡大

情報システムの開発、調査委託、広報業務など、価格競争のみならず技術的又は企画的な要素を含めたうえで業者を選定することが調達内容に相応しいものは、総合評価落札方式又は企画競争の導入を検討し、競争入札等の拡大を図る。

③ 少額随意契約の見直し

少額随意契約としていたもののうち、同様同種の案件については、仕様書等の見直しを行い統合することにより競争入札に移行し、また、可能な案件については、複数年契約とすることにより競争入札に移行し、随意契約の低減を図るとともに、契約事務の効率化を促進する。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 入札参加申込期間の十分な確保

入札参加申込期間については、原則として営業日で10日以上を確保する。

なお、入札参加申込期間として、公示日の翌日から起算して申込期限の前日までの期間とすることを徹底する。

② 公告周知方法の改善

公告については、国立印刷局のホームページ及び官報への掲載並びに各発注機関における掲示板により行っているが、より多くの者へ公告案件を周知するため、ア. 政府調達及び意見招請などの情報についてもホームページに掲載するとともに、イ.

参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなどに努める。

③ 仕様書の見直し等

ア 仕様書については、特定事業者が有利な仕様にならないよう、機会均等に配慮し、公平性の高い合理的な仕様内容とする。

イ 入札参加資格における履行実績・技術審査等の条件設定により、新規事業者の参入を不当に制限していないか等を厳格に審査し、必要に応じて記載内容を見直す。

ウ 原材料等の物品調達に当たっては、代替品への移行に向けた市場調査、使用可否の確認実験を実施する。

④ 業務等準備期間の十分な確保

一者応札・一者応募となっている契約については、業務等の内容に応じ、ア. 契約（落札決定）後の準備期間をよく考慮したうえで契約期間等を設定し、また、イ. 年度当初から業務等が開始されるものについては、落札決定から業務等の開始までに十分な期間を設けられるよう入札実施時期を設定することにより、それぞれ新規参入を促す。

⑤ 業者等からの聴き取り

業務等に関心を持ち入札説明を受けたものの、後になって入札への参加を取止めた業者等から、取止めを決定した要因、どのような状況になれば参加が可能と考えるかなど、事後に聴き取り調査を行い、その結果を検討したうえで対応可能なものは、以後の入札等に反映させる。

⑥ 競争参加資格の拡大

入札参加者をできる限り多く確保するため、競争参加資格等級については、原則として予定価格に対応する格付等級のほか、当該等級の1級上位及び1級下位の資格等級を加えることとする。

⑦ 電子入札の拡大

入札手続の利便性の向上を図るため、電子入札システムを利

用した契約の拡大を図る。

⑧ 過去に契約実績のある者及び特殊な技術、特定の情報を有する者に有利となっているものへの対応

ア 情報システムの運用・保守など、当該システムにかかる詳細部分の情報が少ないため、不具合が生じた際の費用リスクが新規参入を阻害している一因と考えられるものについては、単年契約が望ましいと認められるものを除き、リスクを考慮したうえでの長期的な企業判断をもって、複数年契約の一層の推進を図る。

イ 当該業務が適切な発注単位となっているか検討を行い、一括調達又は区分調達への移行を検討するなど、発注コストも考慮しつつ競争性の確保を図る。

ウ 今後の調達において、業務の性質上可能と判断されるものは、賃貸借契約と保守契約を一体で調達することなどを検討する。